

名張市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 名張市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、名張市における総合的な交通施策の推進を目的とし、名張市総合都市交通マスタープランに基づく実施計画（以下「交通戦略」という。）の立案、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定、及び両計画の実施に関する連絡調整並びに事業の進捗管理を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、名張市鴻之台1番町1番地（名張市役所内）に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通戦略、形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通戦略、形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通戦略、形成計画に定められた事業の実施及び進捗管理に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域公共交通の利用者又は住民の代表者
- (2) 地域づくり組織及び関係団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 公共交通事業者関係団体の代表者又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 三重運輸支局長又はその指名する者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 名張市の職員
- (11) 名張市副市長
- (12) その他の交通会議において必要と認める者

(役員)

第5条 交通会議に、次の各号に掲げる役員を置き、その員数は、当該各号に定める員数とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は、名張市副市長をもって充てる。

3 副会長、座長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員 の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 座長は、交通会議の議事を進行する。

4 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、第4条第1号、3号、11号及び12号に掲げる委員を除き、委員と同一の機関に属する代理の者を出席させることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめ会長に当該代理の者の氏名等を報告するものとし、当該代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる会議については、この限りでない。

6 会長は、交通会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議の結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議済事項の軽微な修正又は変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正又は変更については、会議での協議を省略することができる。

2 前項の軽微な修正又は変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) バス停の名称の変更
 - (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
 - (3) ルートの変更を伴わないバス停の位置変更等
 - (4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正
- (部会)

第11条 会長は、第3条各号に掲げる業務について調査又は検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。ただし、第3条第4号及び第5号に関する協議については、名張市地域公共交通会議設置要綱（平成19年5月10日名張市告示第120号）に基づくものとする。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、負担金、国庫支出金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員の報酬等)

第14条 委員等は、会議及び部会に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用の弁償は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年名張市条例第24号）の規定の例により支給するものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合におけるその収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第16条 名張市都市整備部都市計画室に、交通会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、交通会議の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

改 正

この規約は、平成27年8月20日から施行する。